

宇都宮市 園芸作物生産施設等整備事業 申請受付について

- ・ 農業資材費の高騰対策として、以下の補助事業を新設・拡充いたしました。
- ・ 事業を希望される方は、期限までに申請書を御提出ください。
- ・ 施設整備等の事業が「**令和6年3月までに完了するもの**」を対象とします。

① 省エネ設備等 導入支援事業 《新 設》

施設園芸の燃油使用量を削減のため、省エネ効果の高い設備等の導入を支援します。

【対 象 者】 認定農業者、認定新規就農者

【補助対象】 ヒートポンプ、高効率暖房機、多層カーテン、多段サーモ、循環扇 等

【補助率等】 1 / 2 以内（上限額 100 万円）

【要 件 等】 加温施設の燃油使用量が 10%以上削減される取組みであること

認定新規就農者は継承した施設等のみ対象

令和5年4月1日以降の申請は、補助率が 3 / 10 となる見込みです。

② パイプハウス・作業機械 導入支援事業 《拡 充》

パイプハウスや作業機械導入の補助上限額を従前の 1.5 倍に引き上げます。

【対 象 者】 認定農業者、認定新規就農者、営農集団 ※ 営農集団は作業機械のみ対象

【補助対象】 パイプハウス、作業機械

【補助率等】 認 定 農 業 者 3 / 10 以内（上限額 従前 100 万円 ⇒ **150 万円**）

認定新規就農者 1 / 2 以内（上限額 従前 300 万円 ⇒ **450 万円**）

営 農 集 団※ 3 / 10 以内（上限額 従前 150 万円 ⇒ **225 万円**）

※ 認定農業者かつ中心経営体である農業者を含む、3名以上の団体

【要 件 等】 施設園芸：5 a 以上の新設・増反であること

露地園芸：30 a 以上の作付（作付計画）があり 2 割以上の生産拡大であること

令和5年4月1日以降の申請は、従前の補助上限額となる見込です。

【①②共通】 事業費 50 万円以上が対象です。

○ **申請期限** **令和5年3月15日（水）**

○ **提出書類** **補助事業実施申請書，事業実施計画書，施設利用計画書，見積書**

※ 様式は市ホームページからダウンロードできます。

郵送希望の方は御連絡ください。

○ **そ の 他** 上記以外に「市税に滞納がないこと」などの条件があります。

申請件数が多い場合、補助額を減額調整することがあります。

【問合わせ・書類提出先】 〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5

宇都宮市 農林生産流通課 生産振興グループ

T E L 028-632-2466 担当 平澤・手塚（大）・吉岡